

畜産会 経営情報

NO.
412

令和 6 年
3 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp

主な記事



1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 21 回)
～千葉県における畜産特別資金借受者への取り組み～
(公社) 千葉県畜産協会 岡田 望

3 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告②
「令和 4 年牛乳生産費・肥育豚生産費」を公表
農林水産省大臣官房統計部

2 畜特資金情報

令和 4 年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①
(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 21 回) ～千葉県における畜産特別資金借受者への取り組み～

(公社) 千葉県畜産協会 岡田 望

はじめに

千葉県では、畜産協会が「畜産特別資金等推進指導事業」を実施しており、私は平成 31 年から担当ですが、当時は 9 件が指導対象となっていました。その後、新規貸付が 1 件、3 件が繰上償還、1 件が償還済、2 件が代位弁済となり、現在では 4 件が指導対象となっています。

この中で、貸付数年後、一旦経営危機となり、関係機関等の支援により現在も経営継続している農家があります。決して優良指導事例ではありませんが、現在の小規模農家の経

営実態をよく表わしている事例でもありますので紹介いたします。

本県の養豚を取り巻く経営環境

本県の畜産は消費地が近い利点を生かし、畜産産出額が全国第 9 位(1094 億円)で首都圏を中心とした畜産物の供給基地の役割を担っています。その中でも養豚部門は約 36%を占め、近年大規模化が進むとともに、資金需要も旺盛で政府系金融機関を中心とした大型貸付案件も増加しています。

また、大規模化した農家への経営・飼養技

術指導は、県や系統金融機関の指導から、民間管理獣医師、政府系金融機関、大手飼料会社等からの指導に移ってきています。こうした中、畜産特別資金等の借入者には中小規模の養豚経営者もおり、飼料高などの経営環境悪化の中、なんとか事業を継続しているのが実情です。

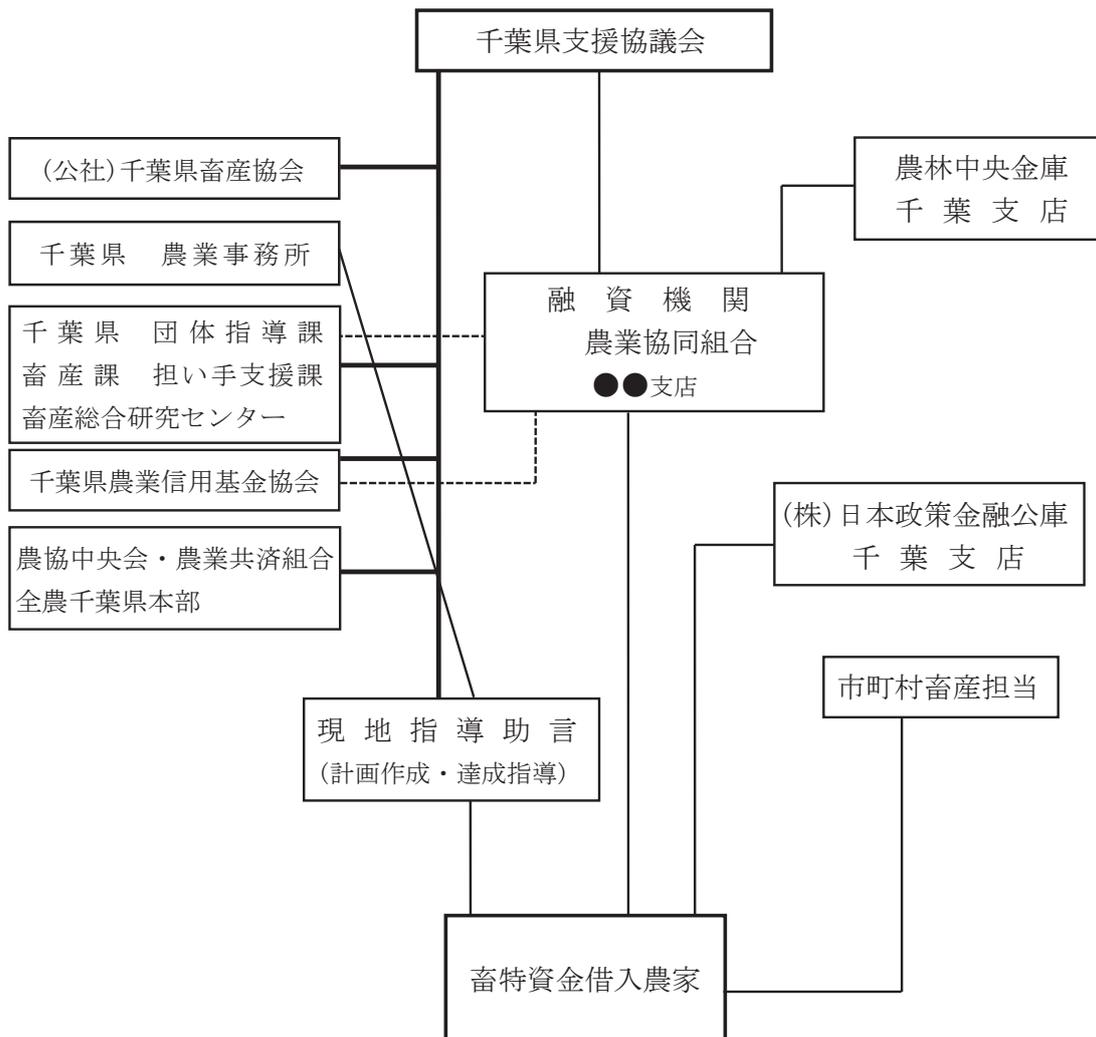
事業における協会の指導体制

畜産特別資金等推進指導事業における指導体制は、他県と同様、図1のとおり各関係機

関が参加し、経営、飼養技術、衛生対策などの指導を行っています。しかしながら、通常の現地指導は、県出先機関・試験研究機関と畜産協会が飼養・衛生の技術指導、融資機関と農業信用基金協会が経営（金融）指導と役割分担しており、他の機関は支援協議会の参加による指導が中心というのが実態となっています。

特に、本資金における経営指導においては、畜産部門の専門的指導者の不足が大きな課題となっています。

(図1) 畜産特別資金等指導体制の概要



農家の経営概況と経緯

借入農家は、母豚約 50 頭の一貫経営で平成 26 年に「養豚経営緊急支援資金」の貸付が決定され、経営者と後継者の 2 名の経営として、同年 6 月から償還が開始されました（表 1）。

当初は、順調に経営も安定し償還財源も確保されていましたが、平成 29 年に豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）の侵入により被害があり、繁殖豚の成績も徐々に悪化していきました。

平成 30 年には、豚舎火災により繁殖豚、肥育豚が 10 数頭死亡したことで廃用となり翌年から飼料代の滞納、償還の遅延も起こり始めたことから、県農業事務所、金融機関、当協会でも現地指導を重点的に実施していくこととしました。

以降の経営概況は表 2 のとおりですが、当初の指導においては、当該農家に約半年間隔でのモニタリングを実施しており、償還遅延があるまでは特に問題はなしと判断していました。

（表 1）借入農家の経営等の状況

年月	借入農家の状況	備考
H26.6	畜産特別資金の借入開始 当初は順調に返済	養豚改善緊急支援
H29.7	PRRS の被害によりワクチン接種	一斉接種
H30.4	豚舎火災により繁殖豚等が十数頭死亡	繁殖豚は 40 頭に
R1.8	出荷豚不足のため飼料代滞納、償還遅延 生産動態表および緊急改善計画作成	繁殖成績の悪化 * 肥育成績良好
R1.10	繁殖台帳の整備、獣医師による BCS 指導 農業事務所による繁殖技術指導	
R1.11	支援協議会により 2 年間の償還据置提案・決定 モニタリング強化、繁殖状況の記帳徹底	出荷頭数等の常時把握
R2.6	候補豚導入資金の調達（目標額の設定） 廃用基準の設定、動態表の作成と導入期限・頭数設定	保険解約、 通帳管理
R2.12	養老共済、生命保険・建物保障等の掛金見直しにより資金計画の策定	繁殖豚導入の資金確保
R3.1	候補豚 5 頭導入（養豚経営安定対策補完事業の活用）	繁殖豚 47 頭目標
R3.7	候補豚 5 頭導入（養豚経営安定対策補完事業の活用）	
R3.8	LW 自家生産部門の見直し （導入豚と自家産豚の繁殖成績の比較）	
R4.2	飼料代等支払い遅延や償還遅延もなく経営も徐々に経営が安定	繁殖豚＋候補豚 約 50 頭

(表2) 年別繁殖成績等

項目	R1	R2	R3	R4	R5
母豚頭数	38.4	30.5	47.0	50.0	50.0
肥育豚頭数	221.0	227.0	347.0	358.0	331.0
正常子豚頭数 ／腹	9.1	7.5	9.2	10.1	9.8
分娩回数 ／腹／年	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6
育成率 (%)	94.0	84.0	90.0	86.7	84.7
肥育豚出荷頭数	360.0	278.0	244.0	537.0	530.0
生体重 (kg)	119.0	120.0	119.4	118.9	116.0
出荷価格 (千円)	33.4	37.0	35.0	39.0	39.9
事故率 (%)	6.0	8.0	10.0	14.0	11.2

経営上の課題

現地農場での聞き取りや繁殖台帳、出荷関係書類（伝票、精算書）等を整理し、まず、県農業事務所等でデータ分析をしたところ、大きく以下の事項が課題と考えられました。

(1) 繁殖成績の極端な悪化

- ・労働力不足等を起因とする繁殖豚の飼養管理失宜
- ・不正確な記帳、把握による繁殖成績不良豚の淘汰の遅延
- ・自家生産の繁殖豚（LW）の極端な成績不良
- ・枝肉重量のばらつき、低位な肉質成績（上物率 40%前後）

(2) キャッシュフローの行き詰まり

- ・出荷豚頭数不足による飼料代の滞納増加
- ・預金不足等による償還財源の枯渇

対策等

喫緊の課題として、月々のキャッシュフローに問題が生じていることから資金面の対策

を最優先とし、繁殖豚の飼養技術改善を重点に置き、段階的な指導を実施していくこととしました。

(1) 経営資金面での対策

まず、家畜の生産動態表を作成し、繁殖豚の成績を整理した結果、現在の飼養管理と資金、自家産の繁殖豚生産では、肥育豚頭数が不足し、数年後に経営破綻することが予想されました。

そこで、まず支援協議会で2年間据置を提案し、決定しました。次に、優良な繁殖豚を緊急的に購入することとし、その資金調達方法、購入時期、購入先など畜主とよく話し合い、下記の事項を決定しました。

- ① 養老共済の解約、生命保険の変更、建物保障の見直しによる資金の捻出
- ② 月々の預金額の設定とモニタリングの強化（月々の通帳確認、出荷豚報告）
- ③ 導入時期、導入頭数、資金調達目標額の設定

(2) 飼養技術面での対策

家族の病気等により労働力不足となっていたため、生存産子数の増加を主眼に置き、繁殖豚の飼養管理に絞り下記の対策を指導しました。

- ① 繁殖豚カードの再整備と記帳の徹底、繁殖成績の定期的整理

メモ程度のノートのみで繁殖成績を把握していたことから、豚舎用の繁殖カードを再整備し、定期的に県農業事務所が繁殖成績を整理する体制としました。

- ② 獣医師により BCS（ボディコンディションスコア）のチェックと指導、種付日確認等の基本動作の励行

獣医師に依頼し、繁殖豚 BCS の畜主と獣医師との眼合わせを行い、過肥豚のチェックにより給与飼料の見直し（妊娠期給与飼料の見直し）をしました。

また、発情、種付等に係る観察など基本飼養技術の確認も再度県農業事務所、農協から指導しました。

③ 繁殖成績の整理による繁殖豚の淘汰・更新

繁殖成績の分析により淘汰基準を作成し、計画的な資金調達、淘汰、補助事業活用による候補豚の導入を行いました。

その後の経過

当該農家は、令和4年度には繁殖豚と候補豚あわせて50頭前後に回復し、現状の肥育豚成績から予測すると、安定的な出荷が見込まれるようになりました。また、飼料費の滞納や償還遅延もなくなりキャッシュフローにも余裕が出てきました。一方で、飼料価格の高騰等のコスト増の経営環境の中では依然として安心できない経営状況となっています。

現在では、繁殖豚（LW）自家生産の成績が著しく悪いため、この部門を一時中止する話し合いを続けているところです。

事業担当となって感じたこと

本県の指導も含め、平成31年より畜産特別資金等指導推進事業の担当となって私が強く感じたことは以下のとおりです。

（1）モニタリングを怠るな

中小規模農家では、償還が順調にされてい

ても、飼料費の滞納や把握できない負債が急激に増加していることがあります。例えば、飼料費の滞納が重なり、さらに同一会社から購入を続ける場合は一般的に高価格の飼料を買う悪循環に陥り、負債が急激に増加していく傾向にあります。

こうした事態を防ぐためにも、最低限、モニタリングと農家への聞き取りや話し合いは常に必要だと思います。

（2）貸さない幸せもある

貸付農家の中には、親の負債を引き継いで事業継続している後継者が多く、中には3代にわたり返済しているケースもあります。しかし、これは後継者にとって就業意欲や産業の活性化という観点からみると、果たして良い選択と言えるか疑問です。

特に若い後継者の場合は、批判を恐れずに言えば一旦親が事業を終了し、子は関連産業で学んでから新規就農者として出直した方が良いと思われるケースもあります。若手後継者の場合は、こういったことも考慮して慎重に制度を活用した方が良いと感じました。

以上、私の浅い経験の中で感じたことを記載しましたが、現在、既存の指導機関はどこも人員不足等で、なかなか現場での専門的指導は難しくなっています。その中でも、県農業事務所、試験研究機関だけでなく、民間の管理獣医師や飼料会社の指導者などを可能な限り活用できるよう、日頃より信頼関係を構築しながら対応していくことが必要だと考えています。

（筆者：（公社）千葉県畜産協会 衛生指導課 課長／総括畜産コンサルタント）

2 畜特資金情報

令和4年度畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

1 本点検の概要

- (1) 本実績点検は、畜産特別資金融通事業実施要領の規定に基づき、畜産特別資金等借入者の経営改善計画に対する令和4年度(1月～12月)の達成状況を把握し、その後の経営改善指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。
- (2) この点検結果について、15道府県畜産協会等からの報告380戸【畜産特別資金〔経営改善支援資金、特別支援資金、特別支援(新)資金、改善緊急支援資金、特別支援(改)資金〕、畜産経営維持緊急支援資金(以下、「緊急支援資金」という)】に基づき取りまとめを行いました。

2 集計・取りまとめ方法

- (1) 道府県畜産協会等から報告されたデータ「実績点検集計表」を集計システムソフトにより、畜産特別資金および緊急支援資金ごとに大家畜【酪農、肉用牛〔肉専繁殖、肉専肥育、乳用肥育、哺育育成〕】、養豚【一貫、肥育】のデータ集計表を作成しました。
- (2) (1)のデータ集計表を酪農、肉用牛、養豚ごとに集計し、計画に対する進捗状況について取りまとめを行いました。その取

りまとめ結果の概要は3のとおりです。

- (3) 実績点検結果の集計に当たって、報告のあった中で実績等が未入力で年間計画と比較できない調査農家等については集計に反映できませんでした。

3 結果概要

【令和4年度における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果要旨】

- 酪農経営の実績について、全国計(一戸当たり)では畜産部門収入が年間計画の100%を下回り、畜産部門支出は年間計画の100%を上回ったことから、償還財源は年間計画の100%を確保されていない状況です。乳房炎などの疾病および飼料価格の高騰などが要因です。
- 肉用牛経営の実績について、全国計(一戸当たり)では畜産部門収入が年間計画の100%を下回り、畜産部門支出も年間計画の100%を下回ったものの、償還財源は年間計画の100%を確保されていない状況です。ウクライナ侵攻により飼料価格や資材費の高騰、母牛・子牛の事故による飼育頭数、出荷頭数の減少などの影響を受けていることなどが要因です。
- 養豚経営の実績について、全国計(一戸

当たり)では畜産部門収入が年間計画の100%を上回り、畜産部門支出も年間計画の100%を上回ったものの、償還財源は年間計画の100%を確保されていない状況です。飼料価格の高騰などが要因です。一部には繁殖成績低迷により出荷頭数が大幅に減少している農家も存在します。

(1) 酪農経営 (表1)

ア 計画に対する進捗状況

① 報告があった農家数137戸の一戸当たりの実績は飼養頭数は114.5頭(計画対比98.3%)で、畜産部門収入は85,121千円(同95.5%)、畜産部門支出は85,587千円(同102.5%)、家計費は6,063千円(同97.3%)となり、償還財源は384千円(同8.0%)となっています。

② 北海道の一戸当たりの実績は、飼養頭数は165.0頭(計画対比99.4%)で、畜産部門収入は114,983千円(同99.0%)、畜産部門支出は120,134千

円(同104.6%)、家計費は8,424千円(同100.2%)となり、償還財源は▲2,551千円(同▲95.2%)となっています。

③ 一方、府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は55.1頭(計画対比94.6%)で、畜産部門収入は50,045千円(同87.1%)、畜産部門支出は45,008千円(同96.6%)、家計費は3,349千円(同89.7%)となり、償還財源は3,831千円(同52.7%)となっています。

④ 全国の償還財源の進捗率は、50%以下の農家が56戸(40.9%)、50~100%未満が31戸(22.6%)、100%以上が50戸(36.5%)となっています。

イ 計画に対して進んでいない要因等(主な事例：以下同じ)

[畜産部門収入]

① 飼養管理不足等による生乳生産・出荷量、販売収入の減少

・乾乳牛が多く、搾乳牛が減少したことから生産量が減少した

(表1) 酪農経営の資金別計画達成の進捗状況 (一戸当たり)

(単位：千円、%)

区分	資金名	集計戸数	飼養頭数		畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
			(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
北海道	畜産特別資金	74	165.0	99.4	114,983	99.0	120,134	104.6	8,424	100.2	▲2,551	▲95.2
	緊急支援資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	74	165.0	99.4	114,983	99.0	120,134	104.6	8,424	100.2	▲2,551	▲95.2
府県	畜産特別資金	31	61.7	87.6	56,309	79.6	51,186	90.6	3,525	84.0	5,254	50.5
	緊急支援資金	32	48.8	104.7	43,976	98.7	39,023	105.5	3,172	96.9	2,452	58.1
	計	63	55.1	94.6	50,045	87.1	45,008	96.6	3,349	89.7	3,831	52.7
計	畜産特別資金	105	134.5	97.6	97,660	95.1	97,193	99.5	6,939	97.3	▲247	▲5.0
	緊急支援資金	32	48.8	104.7	43,976	98.7	39,023	105.5	3,172	96.9	2,452	58.1
	計	137	114.5	98.3	85,121	95.5	85,587	102.5	6,063	97.3	384	8.0

- ・ロボット搾乳が牛の体型に合わなかったため
 - ・事故により経産牛が減少したため
 - ・毎日の観察不足から受胎確認が満足にできていない状況にあったため乳量が減少した
 - ・分娩間隔が長く個体成績も悪かったため
 - ・一時的に頭数を減らして作業の軽減を図ったことや外部の人間が作業をしたことから乳量が減少した
 - ・長期未授精牛が増えたことから乳量が減少した
 - ・子牛の生産サイクルの都合上、出荷頭数を確保できなかったため
 - ・乳質低下によるペナルティにより単価が低くなったため
 - ・経産牛の更新が進まず搾乳頭数が減少しているため
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生乳消費量減退の影響を受け、生産調整を行ったため
 - ・夏場には乳脂肪分低下により乳成分減算金が発生したため
- ② 疾病、死亡等による飼養頭数、生乳生産量の減少
- ・乳房炎などにより経産牛頭数の減少により出荷乳量が減少した
 - ・牛舎内においてサルモネラ菌が検出されたことや成牛の下痢や流産も発生したため
 - ・夏の猛暑により搾乳牛の事故が多発し、乳量の減産につながった
 - ・個体の更新に伴う淘汰により経産牛若返りや一部の個体に乳質の低下が見られたため乳量が減少した
- ・分娩後にトラブル（低カル）が発生し、経産牛頭数についても計画通りに推移しなかったため
 - ・サルモネラが発症し、発症牛を淘汰したため
 - ・異常気象の長雨の影響により尿溜があふれ牛舎内の環境が悪くなったため
 - ・肢蹄病悪化・分娩後の事故、肺炎・心不全・治療中にスタンションに首が挟まるなど事故が続く状況となったため
 - ・産褥期のトラブル（大腸炎、肺炎、HBS（出血性腸症候群））により廃用牛が多く飼養頭数が減少した
- ③ 自給飼料生産の減少等
- ・本人の体調不良で粗飼料収穫作業を委託しているが、刈り遅れなどで品質が悪化した
 - ・粗飼料の品質低下等が要因となり、生産計画を達成できなかった
 - ・TMRセンターの運営上の問題もあり、近年圃場管理が行き届いておらず粗飼料品質が悪化した
- 〔畜産部門支出〕
- ・飼料高騰により飼料費が増加しているため
 - ・酪農ヘルパー等の雇人費や収穫作業の業務委託などの費用が増加しているため
 - ・肥料・光熱水道費・修繕費が昨年より大きく増加しているため
 - ・子供の大学進学に伴い生活費の負担が増加しているため
- ウ 地域で実施した指導と今後の対応
- ① 経営・資金管理等の指導
- ・制度資金・補助事業活用による計画

的な設備投資を進めるよう指導

- ・借受者・JA・家保・畜産協会による検討会を開催し、購買未収金や預金・現金取引、飼養頭数を確認しながら、状況把握と経営改善を指導
 - ・毎月総与信会議を開催し、貸付金および購買未収金の支払い状況を確認するよう指導
 - ・施設・機械の老朽化も進んでおり、今後も修繕費の増加が懸念されることから、機械の保管・管理を適切に実施するなど基本の励行で費用削減に取り組むよう指導
 - ・機械の故障など緊急の支払いは農協に相談することを指導
 - ・子供たちはこれからさらに教育費が必要となることから、生活費と償還金額を合わせた額が利益となる経営を考えるように指導
- ② 飼養技術・管理等の指導
- ・体細胞数の値が高いので、適宜乳房炎の治療を行うことを指導
 - ・育成牛の割合が高いことから、労働力に見合った頭数まで減らす検討の必要性について指導
 - ・特に体細胞数の値が高いことから、ディッピング方法の検討および搾乳器具のパッキン部分などの点検の必要性について指導
 - ・AI・ETを活用し、優良子牛の生産と早期出荷に向け指導
 - ・早期妊娠鑑定（乳汁での妊娠検査）に取り組み、問題牛の早期発見・治療に努めており、さらなる繁殖成績の向上を目指すよう指導
 - ・自給飼料増産に努め、飼料購入費の

低減に努めるとともに、性別別精液や受精卵移植を活用し畜産部門収入を増加させるよう指導

- ・販売物である乳量の増加と子牛販売において付加価値の高いET産子牛（受精卵）へ取り組みを変更するよう指導
 - ・乳質は夏場に一過性であると思われるが体細胞数の値が高かったため、注視するよう指導
 - ・労働力不足からか管理ができていないところがあり、家族の協力を得ながら、生乳生産量（販売額）を意識するよう指導
 - ・新しい育成舎の有効活用、簡易牛舎の利用による搾乳頭数の増加および家族の作業分担の明確化によりそれぞれが経営に対する意識をもって取り組むよう指導
 - ・牛体の汚れが目立つことからカウトレナーの適切な設置を指導するとともに、飼料の給餌量が多いように見受けられたため量を調節するよう指導
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
- ・牛床が汚れていることから、カウトレナーの位置の調整について指導
 - ・サルモネラ症の感染拡大予防のため検討会を開催し、継続した対策を実施するよう指導
 - ・サルモネラ症対策、暑熱対策および資金繰り対策について、いずれも経営が安定するまで継続するよう指導
- ④ 自給飼料の確保等の指導
- ・粗飼料自給率の向上を図り、原材料費の圧縮に努めるよう指導

- ・自給飼料の確保として、耕種農家と連携した WCS 用飼料イネ栽培に取り組むよう指導
- ・粗飼料の栄養価に問題はないが、刈り遅れの傾向にあるため適期刈り取りを目指すよう指導
- ・デントコーンサイレージの再考（熊被害の影響大）、飼料費高騰対策について指導

エ 県協議会の指導・支援事項

① 経営・資金管理等の指導

- ・長期資金借換後の償還計画を作成し、一本化して返せるかどうか検討するよう指導
- ・飼料価格高騰が継続する場合や自家育成を増加する場合に必要な資金対策を検討するよう指導
- ・毎日使用する機械の更新は必要なことから修繕、交換等を含めた改善計画を農協と相談するよう指導
- ・教育費がかさむことから、総負債額を減らせるよう収入・支出について再度点検するよう指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・体細胞数について、ミルカーの圧力が強すぎる可能性や、ライナーの劣化の影響も考えられるため定期的に点検・整備するよう指導
- ・牛舎の奥の方の臭いがきついため、換気口をふさがず、換気をするよう指導
- ・牛検のデータを活用し、牛の管理をこまめに徹底して行い、1頭当たりの乳量を増やすよう指導
- ・子牛がロボット牛舎および繋ぎ牛舎に散らばって飼養されており、非効

率的であることから、1カ所に集約して飼養するよう指導

- ・乳成分および乳質でペナルティとならないように飼養管理を徹底するよう指導
- ・キャリアレールを導入することで作業効率が向上するよう指導
- ・P/F比が高く全体的に牛が丸みを帯びていることから、給餌量を調節することおよび飼養環境の改善について指導
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
 - ・削蹄を行った後、肢間腐爛となる牛もあるため、削蹄師の変更を検討するよう指導
 - ・後継牛の選定方法の一つとしてゲノムで乳房炎に強い牛がいるため検討するよう指導
 - ・個体管理の徹底と死亡事故等の予防、早期治療に重点をおき指導
- ④ 自給飼料の確保等の指導
 - ・飼料高騰に対する支援、飼料購入支援等があるため、農協や役場に相談するよう指導
 - ・検査を数年していないとのことなので、粗飼料の成分検査を受けるよう指導
 - ・牧草の品質向上を図るため、適期刈り取りについて指導

問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

担当：小林

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

3 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告② 「令和4年牛乳生産費・肥育豚生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和5年12月8日、令和4年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は牛乳生産費、肥育豚生産費について報告いたします。

牛乳生産費

農業経営統計調査の牛乳生産費統計は、牛乳の生産費の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

調査結果は、加工原料乳生産者補給金の算定資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。

1. 調査の対象

農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体であり、かつ品目ごとに、次の条件に該当するものである。

牛乳生産費：搾乳牛(ホルスタイン種等の乳用種に限る)を1頭以上飼養し、生乳を販売する経営体

2. 調査期間

令和4年1月から12月までの1年間

3. 調査対象経営体数

全国：402経営体（うち、集計経営体数：387経営体）

北海道：239経営体（うち、集計経営体数：231経営体）

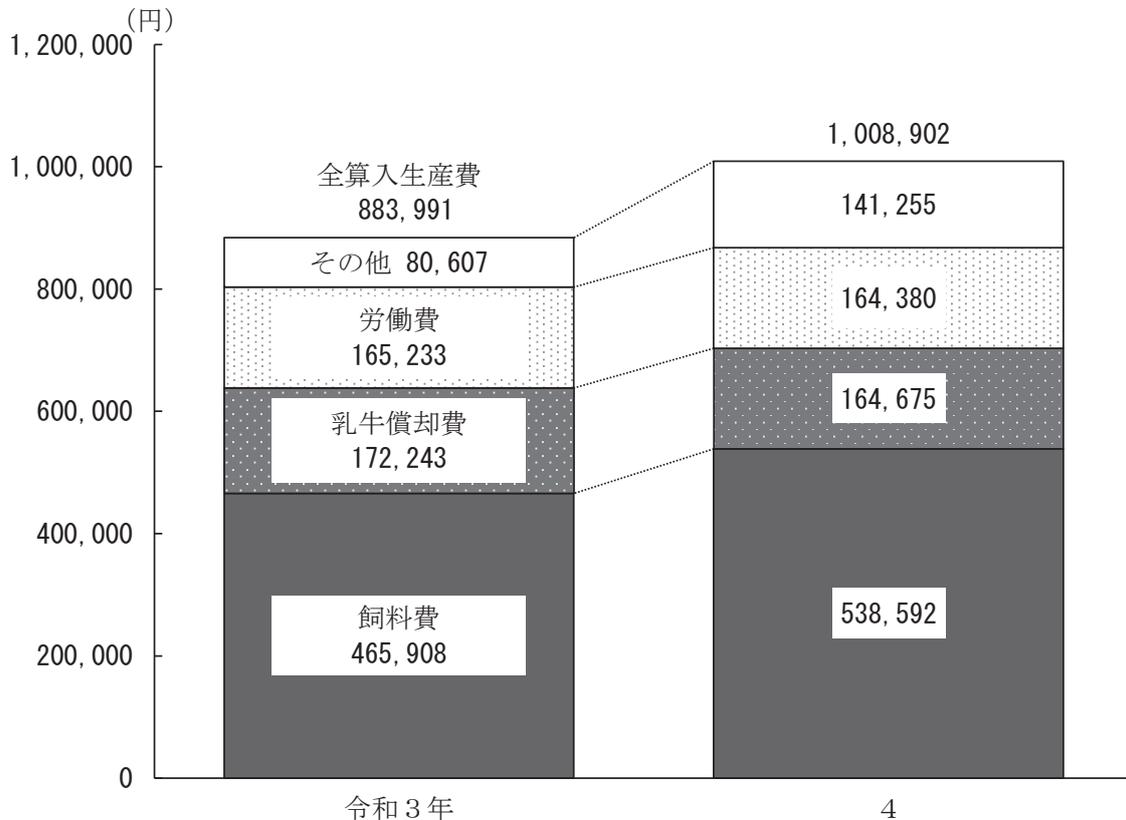
都府県：163経営体（うち、集計経営体数：156経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

調査結果の概要

令和4年の搾乳牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下、「全算入生産費」という）は100万8902円で前年に比べ14.1%増加し、生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費は9669円で、前年に比べ9.8%増加した（図1、表1）。

(図1) 牛乳の全算入生産費 (全国、搾乳牛1頭当たり)



注：配合飼料価格安定制度の積立金及び補てん金は計上していない。

(表1) 牛乳生産費 (全国)

区 分	単位	令和3年	令和4年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
搾乳牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	833,286	914,116	84.8	9.7
うち飼料費	〃	465,908	538,592	49.9	15.6
乳牛償却費	〃	172,243	164,675	15.3	△4.4
農機具費	〃	40,540	46,064	4.3	13.6
光熱水料及び動力費	〃	29,676	37,189	3.4	25.3
労働費	〃	165,233	164,380	15.2	△0.5
費用合計	〃	998,519	1,078,496	100.0	8.0
副産物価額	〃	160,215	114,755	-	△28.4
生産費(副産物価額差引)	〃	838,304	963,741	-	15.0
支払利子・地代算入生産費	〃	845,189	970,333	-	14.8
全算入生産費	〃	883,991	1,008,902	-	14.1
生乳100kg当たり(乳脂肪分3.5%換算乳量)					
全算入生産費	円	8,803	9,669	-	9.8
1経営体当たり搾乳牛飼養頭数	頭	62.4	65.4	-	4.8
搾乳牛1頭当たり労働時間	時間	96.84	95.06	-	△1.8

肥育豚生産費

農業経営統計調査の肥育豚生産費統計は、肥育豚の生産費の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

調査結果は、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の算定資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。

1. 調査の対象

農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体であり、かつ品目ごとに、次の条件に該当するものである。

肥育豚生産費：肥育豚を年間 20 頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が 7 割以上の経営体

2. 調査期間

令和 4 年 1 月から 12 月までの 1 年間

3. 調査対象経営体数

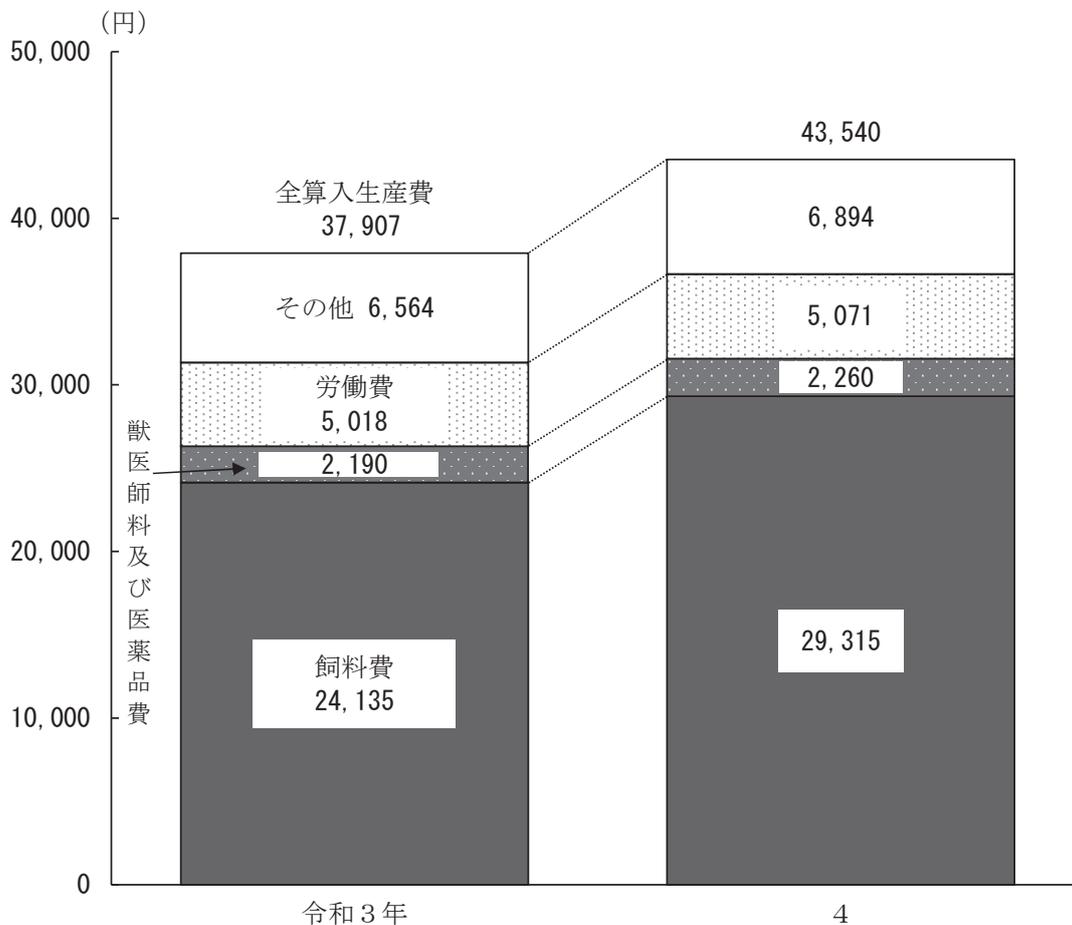
91 経営体（うち、集計経営体数：89 経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

調査結果の概要

令和 4 年の肥育豚 1 頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下、「全算入生産費」という）は 4 万 3540 円で前年に比べ 14.9% 増加し、生体 100kg 当たり全算入生産費は 3 万 7868 円で、前年に比べ 15.1% 増加した（図 2、表 2）。

(図2) 肥育豚の全算入生産費 (全国、肥育豚1頭当たり)



注：配合飼料価格安定制度の積立金及び補てん金は計上していない。

(表2) 肥育豚生産費 (全国)

区 分	単位	令和3年	令和4年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
肥育豚1頭当たり				%	%
物 財 費	円	33,114	38,551	88.4	16.4
うち飼料費	〃	24,135	29,315	67.2	21.5
獣医師料及び医薬品費	〃	2,190	2,260	5.2	3.2
光熱水料及び動力費	〃	1,814	2,081	4.8	14.7
建 物 費	〃	1,551	1,462	3.4	△5.7
労 働 費	〃	5,018	5,071	11.6	1.1
費用合計	〃	38,132	43,622	100.0	14.4
生産費(副産物価額差引)	〃	37,076	42,686	-	15.1
支払利子・地代算入生産費	〃	37,178	42,781	-	15.1
全算入生産費	〃	37,907	43,540	-	14.9
生体100kg当たり全算入生産費	円	32,912	37,868	-	15.1
1経営体当たり販売頭数	頭	1,432.7	1,552.4	-	8.4
1頭当たり労働時間	時間	2.99	3.05	-	2.0

4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和6年1月分〕

令和6年1月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払を行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和6年5月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
北海道	1,194,581円	1,299,940円	87,823.1円	静岡県	1,203,733円	1,241,703円	27,173.0円
青森県	1,194,038円	1,259,726円	52,119.2円	新潟県	1,183,389円	1,252,586円	55,277.3円
岩手県		1,211,159円	8,408.9円	富山県		1,232,173円	36,905.6円
宮城県		1,251,548円	44,759.0円	石川県		1,220,273円	26,195.6円
秋田県		1,225,247円	21,088.1円	福井県		1,211,972円	18,724.7円
山形県		1,215,436円	12,258.2円	岐阜県 ^{※2}	1,421,125円	1,290,384円	—
福島県		1,262,544円	54,655.4円	愛知県	1,220,331円	1,252,270円	21,745.1円
茨城県		1,273,212円	55,531.1円	三重県		1,243,601円	13,943.0円
栃木県		1,279,023円	60,761.0円	滋賀県	1,183,100円	1,257,943円	60,358.7円
群馬県	1,294,780円	74,942.3円	京都府	1,265,892円		67,512.8円	
埼玉県	1,273,917円	56,165.6円	大阪府	1,253,627円		56,474.3円	
千葉県	1,203,733円	1,253,643円	37,919.0円	兵庫県 ^{※2}	1,505,167円	1,270,552円	—
東京都	1,249,707円	34,376.6円	奈良県	1,183,100円	1,283,223円	83,110.7円	
神奈川県	1,267,944円	50,789.9円	和歌山県		1,256,458円	59,022.2円	
山梨県	1,263,428円	46,725.5円	鳥取県	1,204,763円	1,267,609円	49,561.4円	
長野県	1,264,699円	47,869.4円	島根県		1,202,242円	—	

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
岡山県	1,204,763 円	1,253,252 円	36,640.1 円	佐賀県	1,207,121 円	1,237,902 円	20,702.9 円
広島県		1,248,763 円	32,600.0 円	長崎県		1,227,383 円	11,235.8 円
山口県		1,217,772 円	4,708.1 円	熊本県		1,244,254 円	26,419.7 円
徳島県	1,247,362 円	—	大分県	1,232,688 円		16,010.3 円	
香川県	1,242,725 円	1,264,093 円	12,231.2 円	宮崎県		1,228,668 円	12,392.3 円
愛媛県		1,169,089 円	—	鹿児島県		1,230,260 円	13,825.1 円
高知県		1,163,227 円	—	沖縄県	1,242,365 円	1,218,980 円	—
福岡県	1,207,121 円	1,242,871 円	25,175.0 円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
交雑種	747,355 円	737,757 円	—
乳用種	464,642 円	482,545 円	9,112.7 円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した2県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

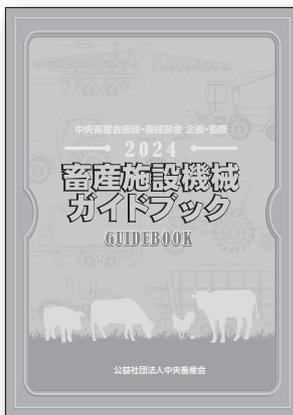
注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

中央畜産会からのお知らせ

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2024

畜産施設機械ガイドブック



わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える76社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具
- 第4章 家きん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・ICT関連・資材・その他

◎畜産 ICT 事業対象機械には★(オレンジ色)のマークを付けています。

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlia.jp URL https://jlia.lin.gr.jp/